

業務委託仕様書

1 委託事業の名称

インバウンド対応力向上に向けた事業者支援事業

2 委託期間

契約締結日より令和6年2月29日（木）まで

3 委託事業の目的

新型コロナウイルス感染症収束後のインバウンド受入再開に対応すべく、事業者の販売機会の拡大及び市における海外からの潜在顧客の獲得、インバウンドの滞在中の満足度向上のため、人材育成及び受入環境整備、集客及びコンテンツ販売促進に向けた支援を行う。特に、インバウンドを効果的に誘客するためには二次交通の整備が急務となっていることから、(公財) 仙台観光国際協会（以下「協会」という。）と仙台市において平成30年12月より締結している「交流人口の拡大に関する連携協定」に基づき、宮城県タクシー協会仙台地区総支部（以下「タクシー協会」という。）を対象とする。

4 委託事業遂行上の基本的事項

第3項の目的を十分理解したうえで受託者の有する知見、ノウハウ等を十分生かすよう努めること。

5 委託事業内容

(1) 支援に向けた実態調査及び課題の洗い出し

- ・ 支援に向けた目標設定を行うため、実態調査及び課題の洗い出しについて最も効果的と考えられる手法を提案し、実施すること。
- ・ タクシー協会のインバウンドに関する状況についても実態調査を行うこと。
※ターゲットとする市場は台湾を必須とし、他市場については、協会及び仙台市と協議のうえ決定する。

(2) インバウンド対応力向上に向けた支援の実施

- ・ タクシー協会のインバウンド対応の状況に応じ、以下の支援を行う。
 - ①人材育成支援（地域内連携・情報発信・マーケティング等のスキル向上）
 - ②受入環境整備
 - ③集客及びコンテンツ販売促進に向けた支援
- ・ ①については、研修会やインバウンド向けモデルコースの設定等を通して、地域のインバウンド対応力の向上につながる高度人材育成支援を行うこと。
※モデルコースについては、在住外国人またはインバウンドによるモニター検証（アン

ケート調査等を含む) を必須とする。

- ・②については、外国人接遇に向けた掲示またはウェブサイトの多言語整備等とする。
- ・③については、タクシー協会における集客及びコンテンツ販売を促進するため、WEB（オウンドメディアを前提とする）、SNS 等での情報発信や OTA 掲載等、最もふさわしい支援策を選定のうえ、それらの運用の自走に向けた支援を行う。

※WEB、SNS、OTA 等への翻訳費用を計上し、可能な限り掲載完了まで支援すること。

- ・支援策の検討にあたっては、タクシー協会のニーズや地域のリソースを把握し、適切な支援となるよう努めること。

(3) 支援内容に係る報告

- ・支援内容の状況について、本業務の履行期間内は1か月ごとに協会が指定する場所にて打ち合わせを行い、速やかに議事録を提出すること。
- ・支援終了後、協会が指定する場所にて報告会を実施すること。

(4) 業務全体に係る提案

上記(1)～(3)に関して、本事業の目的に合致し、協会及び仙台市のために効果的と認められる業務、又は履行後に必要となる業務が生じた場合は提案を行い、協会及び受託者が協議のうえ定める。

6 指標

実施内容または支援内容		KPI
		アウトプット
人材育成支援・受入環境整備・集客及びコンテンツ販売促進に向けた支援		3件全て実施
人材育成支援	研修会参加人数	1回あたり20名以上
	インバウンド向けモデルコース設定	2コース以上
	モニター件数	2件以上(台湾、他1か国以上)
	モニター満足度	80%以上
集客及びコンテンツ販売促進に向けた支援	WEB・SNS等での情報発信やOTA掲載等	2件以上
実施状況報告		計6回以上

7 支払い方法

履行確認後、一括での口座振り込みにより支払いするものとする。

8 著作権

作成される成果物の著作権等の取り扱い、次に定めるところによる。

- ・本業務により作成された業務の成果物の所有権、著作権及びその他の権利は、協会に帰属するものとする。ただし、成果物に受託者は又は第三者の著作物が含まれている場合、当該著作物（当該著作物を改変したものを含む）の著作権は、従前からの著作権者に帰属するものとする。
- ・業務の成果品等に、受託者が従前から補修する知的財産権（著作権、ノウハウ、アイデア、技術、情報を含む。）が含まれていた場合には、権利は受託者に留保されるが、協会は、本業務の成果品等を利用するために必要な範囲において、これを無償で利用できるものとする。
- ・受託者は、協会に対し、著作者人格権を行使しないものとする。
- ・掲載写真を自社において撮影し活用することは可能であるが、撮影費用は受託者の責任において本業務予算に含めること。
- ・制作にあたり利用する画像等の著作権や人物等の肖像権の権利に関することは、受託者がその手続きを行うこととする。
- ・受託者は、制作物が第三者の著作権等の権利を侵害しないことを保証し、第三者から制作物に関して著作権等侵害を主張された場合の一切の責任は、受託者が負うものとする。

9 契約に関する条件

- (1) 受託者は協会と綿密に連絡を取るとともに、協会の指示に従わなければならない。
- (2) 受託者は、各工程を一括して受託者内で完結できるとし、基本的には第三者委託を禁止とする。再委託する場合には、あらかじめ協会の同意を得るものとし、再委託先の行った作業の結果については、受託者が全責任を負うこと。
- (3) 受託者は本業務による事務に関して知り得た個人情報の内容や協会から提供のあった情報については、その秘密を保持しなければならない。本事業が完了した後においても同様の取扱いとする。
- (4) 受託者は協会から提供のあった情報を指示した目的以外に使用し、または第三者へ提供してはならない。本事業が完了した後においても同様の取扱いとする。なお、協会が必要に応じて仙台市等団体と成果物を共有することについては妨げないものとする。
- (5) 受託者が実施運営した事業に関して、事故等が発生した場合においても、協会はその責任を一切負わないものとする。
- (6) 受託者は本業務が完了した後、速やかに完了届及び業務完了報告書（電子媒体及び紙媒体で各1部）を協会に提出し履行確認を受けなければならない。また、業務が完了していない状態であっても、協会が途中報告を求めた場合には速やかに応じること。
- (7) 本仕様書に定める事項に疑義が生じた場合、又は本仕様書に定めのない事項で協議の必要がある場合は、受託者は協会と協議を行うこと。